

面会制限の一部解除について

ご家族の皆様には、長期間にわたり面会制限の対応にご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。皆様のご協力により施設に新型コロナウイルスが侵入することも無く、安全に生活を継続することが出来ましたことを重ねて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急時体制宣言は解除されましたが、全国においても医療機関や高齢者施設における集団感染が散発的に報告されています。一方でご入居者様のストレス軽減を図る必要性も高く、福岡市等の指導の範囲内で可能な限りの制限解除策を検討致しました。

- ①面会場所：ユニット屋外のオープン空間で密閉を回避します。(洗濯物干し場を活用)
- ②事前予約制：管理者対応で面会記録・体調確認・マスク着用。アルコール消毒等を行います。
- ③ご家族との外出：ご家族様へ感染予防策をお願いし外出及び外泊を可能と致します。

グループホームぱせり 管理者
感染症対策委員会

福岡市より通知について（抜粋）

新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる対応について、当面の間、引き続き感染拡大防止の取り組みを徹底いただくようお願いします。

入所者の心身の状況等から、家族等の面会を認めざるを得ないと判断される場合は、以下の事項を徹底的うえ細心の注意を払って実施していただくようお願いします。

- ・面会者全員について、体温を計測してもらい発熱が認められる場合や咳など風邪症状がある場合、息苦しさやだるさ等の症状がある場合、並びに当該症状が解消し、少なくとも24時間を経過するまでの間は面会を断ること。
- ・面会者全員の氏名、来訪日時、連絡先について記録しておくこと。
- ・面会者全員のマスクの着用、手洗い、アルコール消毒等を徹底すること。
- ・面会者が施設内に立ち入る範囲を最小限にし、居室等まで立ち入ることのないよう、適切な処置を行うこと。（施設入口付近に面会用の部屋を設ける、施設の設備を極力使用させないなど）
- ・面会者数や時間を制限するなど、極力3密を避けること。

理美容・訪問歯科等、グループホームぱせりの生活に必要な事業者の皆様へは、徹底した感染対策を講じて頂くことを要件として、新しい生活様式としてご協力を頂いています。